

【論説】

ロシア連邦連邦国境警備庁とその改革（その4）

小川 哲也

ロシア連邦連邦国境警備庁とその改革（その1）

1. ソ連邦の解体とロシア連邦連邦国境警備庁の設置
2. 連邦国境警備庁の改革と国境警備機関
3. 慢性的予算不足とその対応施策

_____ 以上 海上保安大学校 50 周年記念論文集

ロシア連邦連邦国境警備庁とその改革（その2）

4. 連邦国境警備庁の法保護機関機能

_____ 以上 研究報告第47巻第1号

ロシア連邦連邦国境警備庁とその改革（その3）

5. 連邦国境警備庁による武器の使用
6. 連邦国境警備庁と海賊対策

_____ 以上 研究報告第47巻第2号

ロシア連邦連邦国境警備庁とその改革（その4）

7. 連邦国境警備庁と麻薬対策
 - (1) 麻薬の乱用および不正取引に対する法的責任と麻薬中毒対策
 - a) 麻薬酩酊者の責任能力
 - b) 麻薬中毒の撲滅政策としての少量麻薬の合法化
 - c) 新1996年刑法典および新2001年行政反則法典
 - d) 少量、大量および特に大量の定義
 - e) 麻薬および向精神薬の不正取引等に対する罰則
 - (2) 麻薬および向精神薬等の不正取引に対する取締機関
 - (3) ロシアにおける麻薬汚染の現状と麻薬対策

- a) 連邦麻薬対策プログラム
 - b) 麻薬対策における国際協力
 - c) 極東における麻薬事犯の現状とその取締
 - d) 海上における麻薬事犯の現状とその取締
- (4) 連邦国境警備庁による麻薬事犯の取締

_____ 以上 本稿

7. 連邦国境警備庁と麻薬対策

ロシアは1961年の「麻薬に関する単一条約」(Единая конвенция о наркотических средствах 1961 года)を1963年12月14日に¹、1971年の「向精神薬に関する条約」(Конвенция о психотропных веществах 1971 года)を1978年12月26日に²、1988年の「麻薬および向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約」(国連麻薬新条約)(Конвенция Организации Объединенных Наций о борьбе против незаконного оборота наркотических средств и психотропных веществ 1988 года)を1990年10月9日に批准し³、1961年の「麻薬に関する単一条約」1972年修正議定書に1995年11月23日付連邦法⁴によって加盟している。

これら条約に対応した国内法としては1998年1月8日付第3-FZ号麻薬向精神薬連邦法(Федеральный закон от 8 января 1998 г. № 3-ФЗ "О наркотических средствах и психотропных веществах")⁵があり、この連邦法第2条に基づき1998年6月30日付第681号政府決定によって国際条約に合致した「ロシア連邦において規制される麻薬、向精神薬およびその前駆物質の一覧表」⁶が承認されている。

資金洗浄(マネーロンダリング)に関しては、現行1996年刑法典が初めてその第174条で麻薬資金の洗浄(マネーロンダリング)を含む不正な手段によって取得された金銭資金またはその他財産の合法化(洗浄)に対する刑事責任を定めていたが、この種の犯罪に対してこの条文が機能するための環境はまだ整っていないとは言えない状況だったとのことである⁷。しかし、2001年5月28日付第62-FZ号連邦法⁸によって1999年5月7日ブタペストで署名していたマネー・ロンダリング対策についての「犯罪収益の洗浄・押収および没収に関する1990年欧州評議会条約」(Конвенция об отмывании, выявлении, изъятии и конфискации доходов от преступной деятельности (Страсбург, 8 ноября 1990г.))を批准し、国内法として2001年8月7日付第115-FZ号犯罪収入合法化(洗浄)対策連邦法(Федеральный закон от 7

августа 2001 года N 115-ФЗ "О противодействии легализации (отмыванию) доходов, полученных преступным путем")⁹を定めるなど、近年ロシアはマネーロンダリング対策についてもその環境を積極的に整備してきている。

(1) 麻薬の乱用および不正取引に対する法的責任と麻薬中毒対策

a) 麻薬酩酊者の責任能力

アルコールまたは麻薬の酩酊者による犯罪の処罰に関してロシアでは、現行1996年ロシア連邦刑法典第23条が、ソ連邦時代の旧1960年ロシア共和国刑法典第12条と同様に、「アルコール、麻薬またはその他の麻酔物質の使用によって引き起こされた酩酊状態の中で犯罪を実行した者は刑事責任の対象となる」と、精神病等による病理学的な酩酊の場合を除き、飲酒や麻薬等の使用による酩酊状態での犯罪に対して責任能力の阻却を認めず、刑事責任を負うことを定めている¹⁰。また、旧刑法典第39条(責任加重事由)第10号は、酩酊状態にある者による犯罪の実行を刑罰の加重事由とする(ただし、犯罪の性格に応じて裁判所はこれを責任加重事由としないことができる)ことを定めていたが、新刑法典第63条(責任加重事由)ではこの規定はなくなり、同条第Ⅱ号が「重度の精神障害を患っている者および刑事責任が生ずる年齢に達していない者」となると、「酩酊状態にある者」を犯罪に引き入れることを刑罰の加重事由としている¹¹。

b) 麻薬中毒の撲滅政策としての少量麻薬の合法化

旧1984年行政犯則法典および旧1960年刑法典の1987年6月29日付改正¹²によって、行政反則法典に関しては、それまで「医師の処方なしの麻薬の使用」を要件としていた同法典第44条¹³が「販売を目的としない少量の麻薬の不正な取得および所持ならびに医師の処方なしの麻薬の使用」と改正され、「販売を目的としない少量の麻薬の取得および所持」という要件が新たに加わった。旧1960年刑法典に関しては、これまで「販売を目的としない麻薬の不正な取得、所持、輸送または発送」を構成要件としていた同法典第224条第3項とは別に、上記行政反則法典第44条と連動する、「販売を目的としない少量の麻薬の不正な取得もしくは所持または医師の処方なしの麻薬の使用により行政処分を課せられてから1年以内に再度実行された同じ行為」を構成要件とする第224-3条が新たに加えられた。

さらに、旧行政反則法典に関しては第44条の備考で「販売を目的とせず取得したまたは所持していたその所有する少量の麻薬を自発的に引き渡したならびに医者の処方なしの麻薬の使用に関連して医療施設に医療援助を自発的に求めてきた者は、本条に規定された行為に対する行政責任を免除される」ことが規定され、旧刑法典に関しては第224条の備考で「麻薬を

自発的に引き渡した者は、引き渡した麻薬の取得、ならびにその所持、輸送および発送に対する刑事責任を免除される。非医療目的での麻薬の使用と関係して医療施設に医療援助を自発的に求めてきた者は、使用した麻薬の不正な取得、所持、輸送および発送に対する刑事責任を免除される」ことが規定された。

その後、旧1984年行政反則法典第44条および旧1960年刑法典第224-3条の1991年12月05日付改正¹⁴によって、それぞれの条文の構成要件から「医師の処方なしの麻薬の使用」が削除された。

このように販売を目的としない少量の麻薬の不正な取得および所持に関しては、1987年および1991年の旧行政反則法典および旧刑法典の改正によって旧行政犯則法典第44条の行政罰の対象となり、その行政処分を受けてから1年以内に同じ行為を繰り返した場合に初めて、旧刑法典第224-3条の刑事罰の対象となり、しかも麻薬を自発的に引き渡す者ならびに医療援助を医療施設に自発的に求めてくる者についてはその行政責任および刑事責任を免除するというように、麻薬中毒の撲滅、麻薬を不正使用している麻薬中毒者および麻薬依存者の更生および救済を目的として販売を目的としない少量の不正麻薬について法的責任を軽減する措置が取られた。

c) 新1996年刑法典および新2001年行政反則法典

1996年6月13日付新ロシア連邦刑法典では、「少量の」麻薬についての旧刑法典第224-3条の規定がなくなり、旧刑法典第224条第3項の規定を引き継いだ第228条第1項が、「販売を目的としない大量の麻薬または向精神薬の不正な取得または所持に対して」と、構成要件に「向精神薬」を加えるとともに、麻薬または向精神薬の量的要件が「大量の」に変わり、麻薬または向精神薬の量が大量でないものについては刑罰が適用されないことになり、麻薬等の量にかかる刑罰適用要件が旧法典と比べ文言上は緩和されている。このほか、販売目的の構成要件を規定した第228条第2項に対する責任加重要件として同条第3項および第4項にそれぞれ「大量の」および「特に大量の」という量的要件が定められている。

この麻薬等の量にかかる新刑法典の刑罰適用要件緩和に対応して、「少量の」という量的要件を削除する等の旧行政犯則法典第44条の改正は1997年2月12日国家会議で講読案が採択されていたものの¹⁵、2001年12月30日付の新行政反則法典が制定されるまで改正されないままとなっていた。現行2001年行政反則法典¹⁶では、旧1984年行政反則法典第44条に対応する第6.8.条が、「販売を目的としない麻薬または向精神薬の不正な使用または所持ならびにならびにその類似物（аналогн）の不正な取引は、最低労働賃金額の5倍から10倍までの

額の行政的罰金の賦課を伴う」ことを規定し、第6.9.条が「医師の処方なしの麻薬または向精神薬の使用は、本法典第20.20.条第2項(公共の場所での麻薬または向精神薬の使用など)、第20.22.条〔公共の場所での未成年者による麻薬または向精神薬の使用など(未成年者に対する親権者等の監護責任規定)〕によって規定されている場合を除き、最低労働賃金額の5倍から10倍までの行政的罰金の賦課または15日間までの行政拘留(административный арест)を伴う」ことを規定し、麻薬の量に関して「少量の」がなくなり、刑法典と整合性が取られるとともに、「医師の処方なしの麻薬および向精神薬の使用」を要件とする行政罰が復活している。

また、2001年の行政反則法典第6.8.条および刑法典第228条の備考は、旧1984年行政反則法典第44条および旧1960年刑法典第224条の備考とは責任免除の考え方が変わっており、新法典の備考では共に「医者処方なしの麻薬の使用と関係して医療施設に医療援助を自発的に求めてきた者」という旧法典の責任免除要件が削除され、行政反則法典第6.8.条の備考は、「販売を目的とせず取得した麻薬もしくは向精神薬またはその類似物を自発的に引き渡した者は本行政犯則に対する行政責任を免除される」ことを、刑法典第228条の備考は「麻薬または向精神薬を自発的に提出し、麻薬または向精神薬の不正取引に関係する犯罪の解明または阻止、同犯罪の実行者の摘発、犯罪獲得財産の発見に積極的に協力した者には当該犯罪の刑事責任が免除される」ことを規定し、責任免除要件から麻薬中毒者の社会救済的な要素が消え、犯罪摘発への協力という司法取引的な要素が強まっている。

d) 少量、大量および特に大量の定義

旧行政反則法典第44条および旧刑法典第224-3条に規定された「少量の麻薬」および「大量の麻薬」(旧刑法典第224条第2項)の具体的な基準に関しては、法律にその規定がなく、1987年11月25日付第9号常設麻薬監督委員会議事録付属書の「発見された不正に所持または取引されていた麻薬の量を少量および大量に分類することについて」の常設麻薬監督委員会鑑定表¹⁷がこれを具体的に定めている。この表によれば、例えば、マリファナは少量が5g、大量が500g、アヘンは少量が0.5g、大量が50g、コカインは少量が0.02g、大量が1g、ヘロインは少量が0.015g、大量が1.10gとなっていた。

1996年の新刑法典制定に伴い、上記1987年の常設麻薬監督委員会鑑定表に代わる麻薬または向精神薬の少量、大量または特に大量の新しい基準が1996年12月17日付第53/9-96号、12月25日付第54/10-96号、1997年4月30日付第2/56-97号、6月4日付第3/57-97号、1998年3月18日付第1/63-98号、1998年7月29日付第4/66-98号、1998年10月7日付第6/68-98

号、1998年12月2日付第7/69-98号、1999年3月10日付第1/70-99号、1999年6月21日付第3/72-99号、1999年12月1日付第6/75-99号、2000年3月6日付第1/76-00号、2001年1月10日付第1/79-2001号、2001年3月6日付第2/80-2001号の常設麻薬監督委員会会議事録に基づき作成された「不正な所持または取引で発見された麻薬、向精神薬および劇物の数量を少量、大量、特に大量に分類することについて」の常設麻薬監督委員会の総括鑑定表¹⁸によって定められている。この表によれば、例えば、乾燥マリファナは少量が0g～0.1g、大量が0.1～500g、アヘンは少量が0g～0.1g、大量が0.1g～10.0g、コカインは少量が0g～0.01g、大量が0.01g～1.0g、ヘロインは少量はなく、大量が0.005g、特に大量がそれぞれの大量を超える量というように1987年の規定内容よりも厳しくなっており、刑法典の文言上の立法傾向とは異なっている。

刑法典および行政反則法典に規定されたこうした麻薬または向精神薬の「少量」、「大量」または「特に大量」の基準については、刑法典および行政反則法典を含め、法律にはその規定がない。こうした状況の中、1993年4月27日付第2号ロシア連邦最高裁判所総会決定第12条¹⁹および1998年5月27日付第9号同総会決定第13条²⁰は、「裁判所は、麻薬の量についての基準が法律によって定められていないことから、この問題の解決に当たっては各々の具体的な場合にその数量、特性、人体への影響度を抛り所とすべきであり、この際にはロシア連邦保健省付属常設麻薬監督委員会によって作成された勧告を考慮する必要がある」ことを定めていた。しかし、ロシア連邦総検察庁およびロシア内務省取調委員会は、1997年7月1日から施行されている現行刑法典の麻薬等関係犯罪条文の適用に関して、発見された不正な麻薬等の大量（および特に大量）の決定に際しては上記の常設麻薬監督委員会の上記鑑定表に準拠することを勧告するなど²¹、取締の現場では上記の常設麻薬監督委員会の上記鑑定表が具体的な取締基準として活用されているとのことである²²。

このように、少量の麻薬の法的責任免除については、麻薬汚染が拡大する中で麻薬消費者である麻薬中毒者および麻薬依存者の社会的救済を目指した法的責任の緩和と麻薬供給者である麻薬犯罪組織の撲滅を目的とした取締の強化という麻薬対策におけるリベラル派と規制強化派との間の力関係を反映して、法律（立法）レベルでの文言上の緩和化と常設麻薬監督委員会鑑定表という憲法上問題がある基準による実行（行政）レベルでの厳格化など規制緩和と厳格化とが綱引き状態にあるが、現在は全体として規制強化の側に傾いているようである²³。

ところで、上記の不正麻薬の消費者（中毒者、依存者等）とその供給者（犯罪組織等）にかかるこれまでの取締の問題点として、麻薬犯罪検挙者の約8割が麻薬消費者であり、麻薬供給

者が2割にすぎないという状況があり²⁴、麻薬に絡む汚職対策を含め、麻薬対策が麻薬供給者の摘発に結びつかなければ麻薬問題の抜本的な解決とはならないことが指摘されており²⁵、取締機関にとってこの問題の解決が取締上の大きな課題となっている²⁶。

(2) 麻薬および向精神薬等の不正取引に対する取締機関

麻薬不正取引対策取締機関の設立に関しては、1918年のコカイン闇取引対策についてのロシア人民委員会議命令から始まり、このときに反革命・サボタージュ・投機取締全露非常委員会(ВЧК) 投機対策部(отдел по борьбе со спекуляцией)の中にコカイン(麻薬)投機対策課[подотдел по борьбе со спекуляцией кокаином(наркотиками)]が組織されたが、内務人民委員部(НКВД)にこうした特別な下部組織は設置されず、この機能は刑事部(уголовный розыск)に委ねられていたとのことである。その後さまざまな組織的変遷があるが、1973年7月7日ソ連邦内務省刑事局(УУР МВД СССР)に麻薬中毒対策課(отдел по борьбе с наркоманией)が定員6名で設置され、ソ連邦末期の1990年ソ連邦内務省刑事総局(ГУУР МВД СССР)に麻薬中毒蔓延対策局(Управление по борьбе с распространением наркомании)が設置され、1991年11月ソ連邦内務省に新たに第4局と呼ばれた麻薬不正取引監督局(Бюро по контролю за незаконным оборотом наркотиков МВД СССР)が設置された。その後ソ連邦の崩壊を経て、1994年ロシア連邦内務省麻薬不正取引対策局(УБНОН МВД РФ : Управление по борьбе с незаконным оборотом наркотиков МВД РФ)が組織された。また、1998年5月7日付のロシア連邦内務省令第284号、ロシア連邦国家税関委員会令第328号、ロシア連邦連邦保安局令第204号およびロシア連邦連邦国境警備庁令第217号によってロシア内務省の麻薬不正取引対策局(УБНОН)に直接従属するロシア内務省付属麻薬不正取引阻止分野官庁間相互活動本部(Центр межведомственного взаимодействия в сфере пресечения незаконного оборота наркотиков при МВД России)²⁷が局の資格で組織され²⁸、2000年4月にはロシア内務省令によって同じく麻薬不正取引対策局の監督下にロシア内務省機動探索部隊(Оперативно-розыскная часть)が設置された²⁹。

国内の麻薬汚染の深刻化に対応してその後も組織改編は続き、「麻薬および向精神薬の不正対策の領域における国家管理の完全化について」の2002年9月24日付ロシア連邦大統領令³⁰によって、麻薬および向精神薬の不正対策の領域における連邦執行権力機関およびロシア連邦主体執行権力機関の活動をその権限の範囲内で調整することが連邦内務省に委ねられ、同省に付属して職員総数7000名(連邦内務機関職員定員200名)の麻薬向精神薬不正取引対策問題国

家委員会（Государственный комитет по противодействию незаконному обороту наркотических средств и психотропных веществ）が設置された。

このように麻薬および向精神薬等の不正な取引等かかる法違反についてはこれまで歴史的に内務機関の権限であり、現行2001年行政反則法典では第23.3.条〔内務機関（民警）〕によって同法典の第44条、第10.4.条および第10.5.条などの犯則手続権限が、現行2001年刑事訴訟法典では第150条（捜査取調形式）第3項ならびに第151条（捜査取調管轄）第2項および第3項によって現行1996年刑法典の第228条から第231条までの麻薬関係犯罪ならびに第188条³¹の麻薬、銃器、戦略重要物資等の密輸犯罪の捜査および取調の権限が内務機関に与えられている。

しかし、ロシア連邦内務省付属麻薬向精神薬不正取引対策国家委員会は、軍、内務および諜報関係省庁、いわゆるパワー官庁（силовые ведомства）の大規模な機構改革となった2003年3月11日付の一連の大統領令の一つである「ロシア連邦国家管理の完全化の諸問題」第306号大統領令³²によって内務省から分離独立し、麻薬、向精神薬およびその前駆物質の不正取引に対する対策措置の実行、当該対策に関する連邦執行権力機関および連邦主体執行権力機関の活動を調整などの領域に特別な権限を有するロシア連邦麻薬向精神薬取引監督国家委員会（Государственный комитет Российской Федерации по контролю за оборотом наркотических средств и психотропных веществ）〔麻薬対策国家委員会（Госнаркоконтроль）〕という独立の連邦執行権力機関に改組されている。同国家委員会は、内務省から麻薬向精神薬不正取引関連犯罪の予防および阻止に関する機能の移管を受けるだけでなく、同大統領令によって2003年7月1日からその11年間の活動に幕を引き廃止される連邦税務警察局（ФСНП）の建物、施設等その他財産ならびにその組織定員枠を引き継ぎ、地方機関職員を含め4万人の定員を持つ組織となっており³³、初代議長には、内務省出身者ではなく、連邦保安局（旧KGB）出身のチェルケソフ氏（Виктор Васильевич Черкесов）³⁴が任命されている³⁵。2003年6月6日付の大統領令で然るべき法律が採択されるまでの暫定的な同国家委員会規程³⁶および同国家委員会組織の最高幹部職名定数一覧表³⁷が承認され、2003年6月30日付で関係諸法の改正が行われている³⁸。こうした麻薬取締機関の統合強化の背景には、以下で述べるようなロシア国内の深刻化する麻薬汚染の現状がある。

（3）ロシアにおける麻薬汚染の現状と麻薬対策

ロシアにおける麻薬汚染は90年代の初めから深刻化し、1999年まで急激に汚染が拡大し、現在もその状況は続いているが、2000年に入って汚染の拡大率に低下が見られるとのことで

ある³⁹。

麻薬汚染の状況は麻薬不正行為の潜在性および非漏洩性の高さからその実態を把握することは極めて困難とされているが、ロシアにおける麻薬対策にかかる文書の中からその認識されている状況を拾い上げてみることにする。

a) 連邦麻薬対策プログラム

ロシア連邦における麻薬対策にかかる最初の基本文書であるロシア連邦麻薬対策国家政策概念 (Концепция государственной политики по контролю за наркотиками в Российской Федерации) (1993年7月22日付第5494-1号ロシア連邦最高会議決定によって承認)⁴⁰では、「現在ロシアでは麻薬汚染の拡大および麻薬中毒患者の増加が進んでおり、最近10年間に麻薬関連犯罪の摘発件数は3倍に増加し、押収される麻薬の量も30倍に増え、1991年は20トンを超えていた。」ことが述べられていた。そして、この国家政策概念に従い、これまでに1995年～1997年および1999年～2001年の麻薬不正使用取引対策総合措置「連邦特別プログラム (федеральная целевая программа "Комплексные меры противодействия злоупотреблению наркотиками и их незаконному обороту") (以下、連邦麻薬対策プログラム) が実行され、2002年～2004年の連邦麻薬対策プログラムが現在進行中であるが、麻薬汚染の現状認識について各プログラムでは以下のように述べられている。

第1回目の1995年～1997年連邦麻薬対策プログラム⁴¹ (1995年6月3日付第542号連邦政府決定によって承認)⁴² [このプログラムは1997年8月13日付第1128-r号政府命令によって2000年まで延長されている⁴³]

① ロシア連邦における麻薬中毒およびこれと関連した犯罪はますます規模が大きくなっており、社会の精神道徳的雰囲気¹に重大な影を落とし、経済、政治および法秩序に悪い影響を与えている。

② 麻薬の医療外使用者の数が安定的に増加しており、社会学的調査によれば、現在その数は150万人を超え、2000年までには2倍になるとの予測がある。

③ 特に危惧されるのは若い世代における麻薬中毒の広がりである。麻薬使用者のほぼ3分の2が30歳未満の者であり、児童および未成年者に麻薬中毒が広がっている。

④ 麻薬関連犯罪も増加しており、最近10年間でその犯罪件数はほぼ4倍になっており、1993年には5万件を越え、特定の地域では財産犯の60%までが麻薬中毒に起因するものである。

⑤ 麻薬不正使用の進展および麻薬価格の急激な上昇が麻薬販売を組織的に行う犯罪組織 (преступные структуры) の出現とその肥大化のための好条件を作り出している。

第2回目の1999年～2001年連邦麻薬対策プログラム⁴⁴（1999年9月9日付第1030号連邦政府決定によって承認）⁴⁵

① ロシアでは非医療目的の麻薬（麻薬、向精神薬および劇薬）の不正な頒布および医療目的外的の使用が増加し続けており、国民の健康ならびに国の経済、法秩序および安全に脅威となっている。

② 医師の処方なしに麻薬を使用している者の数が安定的に増加しており、専門家によれば麻薬使用者の数は200万人を超えており、麻薬の医療外使用のレベルは最近数年間で20倍になっている。

③ 特に危惧されるのは若い世代における麻薬中毒の広がりである。麻薬使用者のほぼ3分の2が30歳未満の者であり、児童および未成年者に麻薬中毒が広がっている⁴⁶。

④ 麻薬関連犯罪の件数は最近10年間で10倍になり、1998年には19万件に達した。しかし、これらの数字は現実を反映していない。ロシアおよび世界の専門家によれば、こうした犯罪はその10～15%しか摘発されていない。

⑤ 麻薬の不正取引に関係する犯罪者層（преступная среда）が結集し、その組織力が強まっている⁴⁷。この領域における犯罪および法違反は大衆化し、特定の住民層では常態化（норма жизни）している。

⑥ 最も危険な傾向は、ロシアへの麻薬密輸の急激な増加である。押収される麻薬の半数以上が外国産である⁴⁸。

⑦ 国内の非合法麻薬市場では激しい構造変革が生じており、高濃縮で高価格のアヘン、コカイン、ヘロイン、合成麻薬がロシア伝統のケシ藁（маковая соломка）およびマリファナに取って代わろうとしている⁴⁹。

⑧ 非合法的な麻薬生産が急激に拡大しているが、犯罪活動に高学歴者および専門知識を有する者が加わり、ハイテク設備を備えた非合法密造所で合成麻薬の製造が行われている⁵⁰。

⑨ 合法取引麻薬の非合法取引側への流出レベルが下がっていない。麻薬の生産、取得および保管規則の違反が多数生じている。

⑩ 保健データによれば1998年の初めの数字でロシア市民のほぼ23万人が医師の処方なしに麻薬を使用している者として特殊診療所に登録されている。これは、平均で10万人当たり158人となり、ヨーロッパでも極めて高い数字の一つとなっている。ロシアでの麻薬中毒患者一人の2週間治療コースの商業価格は約2000米ドルであり、予防および麻薬撲滅運動が大きな意義を持つようになっている。

第3回目の2002年～2004年連邦麻薬対策プログラム⁵¹（2002年1月23日付第44号連邦政府決定によって承認）⁵²

① ロシアでは非医療目的の麻薬（麻薬、向精神薬および劇薬）の使用が増加し続けており、国民および国家の脅威となっている。

② 医師の処方なしに麻薬を使用している者の数が増大し続けており、1996年～2000年間に登録されている麻薬使用者の数は2倍以上増加し、現在公式な数字として45万1603名を数える。専門家によれば麻薬使用者の数は300万人を超え、上記期間に麻薬の医療外使用のレベルは20倍になった。

③ 特に危惧されるのは若い世代における麻薬中毒の広がりである。麻薬使用者のほぼ3分の2が30歳未満の者であり、児童および未成年者に麻薬中毒が広がっている⁵³。

④ 麻薬関連犯罪の件数は、最近10年間に10倍になり、2000年には24万3572件となっている。しかしこの数字は現実を反映していない。ロシアおよび世界の専門家によれば、こうした犯罪はその10～15%しか摘発されていない。麻薬の不正取引に関する犯罪者層は結集し、その組織力が強まっている。この領域における犯罪および法違反は大衆化している。

⑤ 最も危険な傾向は、麻薬密輸の急激な増加であり、ロシアで押収される麻薬の半分以上が外国産であり、特に危険であるのは中央アジア地域、主として最大輸出国であるアフガニスタンからの増加するヘロインおよびアヘンの流入である⁵⁴。

⑥ 国内の非合法麻薬市場では激しい構造変革が生じており、高濃縮で高価格のアヘン、コカイン、ヘロイン、合成麻薬がロシア伝統のケシ薬およびマリファナに取って代わろうとしている⁵⁵。

⑦ 非合法的な麻薬生産が急激に拡大しているが、非合法密造所で合成麻薬を製造するための知識を有する高学歴者および専門知識を有する者が犯罪活動に加わってきている。

⑧ 合法取引麻薬の非合法取引側への流出が続いている。麻薬の生産、取得、保管および販売規則の違反が多数生じている⁵⁶。

このようにロシアでは、国連が「国連麻薬乱用撲滅の10年」とした1991年から2000年までの10年間に麻薬汚染が深刻化してゆき、その対策措置である麻薬プログラムも予算不足等によって予定どおりの成果は上がっておらず、現在は300万人（総人口の約2%）を超えとも言われる多数の麻薬依存者を抱え、麻薬汚染の低年齢化が進行し、麻薬犯罪が大衆化している。不正取引される麻薬の種類もケシ薬またはマリファナといったロシア伝統の安価な植物性麻薬から国外から密輸される収益率の高いアヘンやヘロインといった強い麻薬および非合法

製造の合成麻薬への交替が起きている。こうした状況に相応して麻薬犯罪組織も肥大化し、組織力および国際化を強めている。正に麻薬が国民および国を蝕み、脅威となっており、事態を好転させる抜本的な麻薬対策が緊急に必要とされている。

b) 麻薬対策における国際協力

1999年6月29日のロシア連邦安全保障会議委員評議会決定によって承認された「2008年までの期間における麻薬・向精神薬の不正取引・乱用対策に関する活動の指導原理および基本方針」⁵⁷は、「ロシアにおける麻薬需要の削減という国内問題の解決は世界的な麻薬問題の解決と不可分な要素であり、その実際的な戦略の立案においては国連の枠内で緊密な協力を行う、麻薬の不正取引および乱用の対策にかかる国際的な義務を完全に履行する」ということを定めているが、ロシアは、一国だけで解決することが困難な国際的問題を協力して解決するためおよび麻薬対策先進国の経験に学ぶため CIS 諸国等の隣接国、ヨーロッパ共同体 (EU) 等の地域機関および国連薬物統制計画 (UNDCP) 等の国際機関との相互協力関係の構築を積極的に行っている⁵⁸。

90年代前半から始まる CIS 諸国との協力では、1992年の CIS 諸国・エストニア内務省間協定⁵⁹および1994年の CIS 諸国税関間協定⁶⁰ならびに最近のものとして2000年の CIS 諸国政府間協定⁶¹および「2000年から2003年までの犯罪対策共同措置国家間プログラム」⁶²といったロシアと CIS 諸国との不正取引麻薬向精神薬対策に関する多国間協力文書がある。

欧州地域との協力では、ロシアは1996年2月28日に欧州協議会 (Совет Европы / Council of Europe) に加盟し⁶³、1999年5月18日に同協議会枠内の「麻薬乱用不正取引対策協力グループ (Группа Помпиду / The Pompidou Group)」の正式メンバーとなっている⁶⁴。

90年代末から始まる国連との援助協力では、ロシアにとっても麻薬対策上重要な意味を持っている中央アジア地域で援助協力活動を行っていた国連薬物統制計画 (ЮНДКП / UNDCP) とトルクメニスタン、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギスタンおよびタジキスタンとの間の1996年5月4日付「麻薬・向精神薬・前駆物質不正製造取引乱用対策分野における協力の相互理解についての覚書」⁶⁵に1998年2月ロシアも加盟し⁶⁶、1998年12月には「ロシアの麻薬・組織犯罪対策分野への緊急技術援助についての協定」⁶⁷を、1999年12月には「タジキスタンにおけるロシア連邦国境警備団への国連薬物統制計画側からの援助についての協定」⁶⁸を、2001年6月には「麻薬不正取引・組織犯罪対策領域におけるロシア法保護機関職員専門教育の改善計画の実現についての協定」⁶⁹をそれぞれ国連事務局との間で締結するなど国連との援助協力関係を深めている⁷⁰。1999年7月からは国連薬物統制計画 (ЮНДКП

／UNDCP) の在ロシア事務所 (モスクワ) が活動している⁷¹。

このほか、ロシアは、これまでに57カ国と麻薬対策専用のまたは部分的に麻薬対策に関係する80を超える政府間および官庁間協定を締結しているとのことであり⁷²、最近のものでは2002年9月25日に締結された米国との法保護活動・麻薬監督協力政府間協定⁷³がある。

c) 極東における麻薬事犯の現状とその取締

2001年3月1日に発表された極東機動税関 (ДВОТ : Дальневосточная оперативная таможня) の2000年活動成果によれば⁷⁴、極東地域は、その地理的状況から、イラン、パキスタンの麻薬マフィア、アゼルバイジャン人、チェチェン人、タジキスタン人、朝鮮人たちによって将来の販売市場としてばかりでなく、アジア太平洋諸国への麻薬の国際的トランジット地域としても積極的に利用されているとのことである。また、極東でも麻薬市場に変革が生じているが、中国国内でのエフェドリンに対する当局の規制が強化されていることにより⁷⁵、中国製のエフェドリンの流通量が低下し、中央アジア諸国から供給されているアヘンアルカロイド系の麻薬が増え、カンナビノール系の麻薬の市場では、ロシア国内産のほかに、中央アジア諸国からのハシシが入ってきているとのことである。麻薬の主要な供給元は、国別に、中国からがエフェドリンおよびアヘン、ウズベキスタン、カザフスタン、タジキスタン、アゼルバイジャン、イラン、アフガニスタンからがアヘンおよびヘロイン、北朝鮮からがヘロインおよびアヘンだとのことである。2000年に極東税関が摘発した麻薬、向精神薬および劇薬の不正取引の件数およびその押収量は、84件、108.378kgであり、その内訳は、アヘンが11.423kg、マリファナが約35kg、ハシシが29.284kg、エフェドリンおよび疑似エフェドリンが17.388kg、ヘロインが80.67g (2001年活動成果によれば⁷⁶2001年の押収量は99件、95.168kg+294ml) であり、麻薬の発見には麻薬犬が大きな役割を演じており、麻薬犬により24件、28.792kgの麻薬が押収されているとのことである。現在、アゼルバイジャン人たちによるアゼルバイジャン、イラン、アフガニスタンから沿海地方を經由して日本へ向かう麻薬ルート⁷⁷の解明に大きな注意が払われており、このルートの麻薬密輸の摘発および防止を目的として、日本の税関などとも緊密な連携活動が行われているとのことであつた⁷⁷。

沿海地方には、新たに発足した麻薬対策国家委員会 (Госнаркюконтроль) の地方組織として麻薬対策国家委員会沿海地方局 (УГНК РФ по Приморскому краю) がウラジオストックに、同局の地区間部 (межрайонные отделы) がナホトカ、ウスリースク、スパスクーダリニイ、アルセニエフ、ダリネレチェンスク、ダリネゴルスク、レソザボツクの各市に配置されているとのことである⁷⁸。

d) 海上における麻薬事犯の現状とその取締

大陸国で、国の南方に CIS 諸国を介して「黄金の三日月地帯」や「黄金の三角地帯」といった大規模な麻薬供給地域を有しているロシアでは、麻薬の摘発件数から見た場合、麻薬の密輸には主として自動車および鉄道が利用されており、船舶を利用した海上ルートでの摘発件数は多くはない⁷⁹。しかし、1999年1月21日カスピ海のアストラハン港でアストラハン—イラン—トルクメニスタン—アストラハン航路のフェリーでトルコから到着した貨物トラックの中から220kgもの記録的な量のヘロインが押収される事件などもあり⁸⁰、特に日本との関係においてロシアの海上麻薬事犯の現状を理解するため極東・太平洋地域における近年の事犯を以下に三つ紹介する。

① 長期航海漁船の漁船員たちの間に麻薬が蔓延していることを明らかにしたペトロパブロフスク・カムチャツキー税関による漁船員宛郵便物等に隠された麻薬の押収事件であるが、2000年末から同税関管内では、出航する漁船および輸送船に託された陸上の親族等から洋上の漁船員へ贈られる小包（コーヒーの瓶、ビデオカセット、お茶のパック、タバコなど）の中から麻薬（主としてマリファナおよびハシシといった植物性麻薬）が発見されるなど漁船員が長期航海中に洋上で個人消費するためと思われる麻薬の押収事例が頻発し、同税関は2001年1年間で、漁船員自身によって不正に持ち出されようとしていたものを含め、1kgを超える植物性麻薬を押収したとのことであった（洋上消費を裏づけるように入港船での摘発事例は殆どないとのことである）⁸¹。

② ロシア沿海地方でイラン人による沿海地方の港を経由して日本へ密航しようとする事例が現れだしたのは1992年～1993年頃であり、1997年頃までにアゼルバイジャンおよびタジキスタン出身の沿海地方住民からなるイラン人の密航を組織する犯罪グループが形成され、ロシア人もしばしばこの密航の実行者となり、沿海地方では1997年から2000年までに日本へ密航しようとしたイラン人が146名検挙され、この際に約40kgの麻薬（主として生アヘン、ハシシおよびヘロイン）も押収されたとのことである。これらの密航では、麻薬も一緒に運ばれており、この密航ルートがその後に麻薬および武器等の組織化された密輸ルートに発展してゆく恐れがあり危険視されている。こうした密航密輸事犯の摘発例であるが、2001年3月2日ウラジオストックで沿海地方連邦保安局（Управление ФСБ по Приморскому краю）、国境警備庁太平洋地域局（Тихоокеанское управление ФПС）および極東機動税関（Дальневосточная оперативная таможня）によって日本向け出航準備していたロシア船「Брест」号で同船の船首部に設けられた秘密区画に隠れていた4名のイラン人密航者（その

内の1名は不法滞在で国外追放された前歴がある)が検挙され、これを手引きした同船のボースン(甲板長)も逮捕され、その居室から8kgを超える高品質の生アヘンが押収された。さらに4日後の3月6日にはウラジオストックの住宅で同市の住人であるロシア国籍アゼルバイジャン人およびイラン人がこの密航に関与した容疑で逮捕された。その後この事件は、9月24日新潟でのこの密航密輸グループの一員であるロシア人麻薬運び人(カンボジア船籍Oakswood号の船員)と日本側受取人である日本人およびフランス旅券所持イラン人との麻薬(ハシシ6kg)取引の検挙に発展し、日ロの捜査協力の一例となった⁸²。

③ 海外事犯として、2001年4月28日米国関税局(U.S. Customs Service)のP-3航空機がメキシコのアカプルコの南500マイルで不審な漁船を発見したことに始まった米国沿岸警備隊(USCG)によるロシア人2名およびウクライナ人8名乗組みのベリース船籍の元日本漁船「Svesda Maru」からのコカイン押収事件がある。該船は、船上に漁具が見られず、漁場でない海域を徘徊しているなど不審な行為を行っていたもので、最終的に2001年5月3日サンディエゴから派遣されたUSCG監督官グループが乗船した米国海軍誘導ミサイルフリゲート艦によってサンディエゴの南1500マイルの洋上で捕捉、サンディエゴに護送され、数日にわたる綿密な立入検査の結果、船内捜索に加わったUSCG13管区巡視船アクティブ(Active)号の乗員班によって同船の秘密区画から約12トン(26,397ポンド)、推定で6億ドルを超えるコカインが押収された。この押収量はUSCGの歴史の中でも海上での押収量としては最も多い記録的なものであったとのことである⁸³。

(4) 連邦国境警備庁による麻薬事犯の取締

以前の連邦国境警備庁には、麻薬および銃器など人以外の物品の不正な越境輸送、密輸の取締に関して行政犯則法典上の手続権限および刑事訴訟法典上の捜査取調権限は与えられておらず、麻薬銃器等の密輸事件の取締に際しては、旧1982年国境法第29条および第30条に列挙された然るべき強制措置を取った後、内務省等の関係取締機関に事件を引き渡すことになっていた。しかし、現行法では、1993年新ロシア連邦国境法がその第30条第2項第9号で「税関機関が不在の場合には、国境監督に際して発見された国境を越えて運ばれる武器、弾薬、麻薬、外貨およびその他の商品を押収する権限がある」ことを定め、新2001年刑事訴訟法典がその第151条第3項第3号で刑法典第188条〔密輸〕第1項(ロシア連邦税関機関不在中にロシア連邦国境警備機関によって押収された密輸品に関して)の犯罪について連邦国境警備庁捜査官に捜査権限を付与している⁸⁴。

連邦国境警備庁が警備する国境の中で麻薬取締上特に問題となっている地域は、不正麻薬の

世界的な供給地である「黄金の三日月地帯（"Золотой полумесяц"）」諸国〔イラン、アフガニスタン、パキスタン〕、特に近年そのアヘンが問題となっているアフガニスタンを背後に控えたカザフスタンとの国境⁸⁵ならびに1993年から現在もロシア国境警備隊が警備駐留しているタジキスタンのアフガニスタンとの国境である⁸⁶。

連邦国境警備庁の麻薬取締活動については、その活動成果から見た場合、麻薬の押収量に関して次のような数字がある。

1999年6月25日モスクワで開催された「麻薬のない21世紀」反麻薬勢力全世界会議（Всемирный конгресс антинаркотических сил "В XXI веке без наркотиков"）ために準備された資料によれば、この時期の年間麻薬押収量は60トンを超え、取締機関別のその内訳は、内務機関が50トン未満（全体の約83%）、税関機関が8トン以上（約13%）、国境警備機関が2.5～3トン（約4%～5%）であり、国境での押収件数および押収量は、それぞれ1996年が1233件、6856.7kg、1997年が1548件、8451.9kgであったとのことである⁸⁷。

ロシア税関の2000年密輸麻薬押収要覧によれば、2000年に税関機関が他の法保護機関（правоохранительные органы）との共同取締によって行った麻薬の押収件数は580件（税関の総押収件数1251件の約46.4%）、押収量は3169.9kg（税関の総押収量8690.661kgの約36.5%）であるが、その協力機関別の押収件数割合は、連邦保安局（ФСБ）とが3.28%、連邦国境警備庁（ФПС）とが0.69%、内務省および連邦保安局とが2.59%、内務省および連邦国境警備庁とが2.41%、連邦保安局および連邦国境警備庁とが0.17%、内務省、連邦保安局および連邦国境警備庁とが1.72%、内務省とが89.14%とのことである⁸⁸。

連邦国境警備庁の年次戦闘活動報告によれば、2001年は5903kg（取締機関全体の押収量80トンの約7%）の麻薬が押収され、その内の5452kg（92%）はタジキスタン－アフガニスタン国境での押収であり、麻薬の種類に関してヘロインの量が2400kgにもなっており⁸⁹、2002年は4879kg（取締機関全体の押収量94トンの約5%）の麻薬が押収され、4022kg（82%）がタジキスタン－アフガニスタン国境での押収であり、麻薬の種類に関してヘロインの押収量が2326kgであり、全体に占めるその割合が初めて50%を超えたとのことである⁹⁰。ロシアの自国国境で押収された麻薬は850キロを超える量であるが、その内でロシア－カザフスタン国境で押収された量は2001年の5倍強にもなる440kgを超えるものであったとのことである。

極東地域関係では、大麻の自生地域が存在する極東地域局の管轄地域で自生大麻を収穫する国境地域住民の活動が活発化しており1996年から2000年の間に1トンを超える麻薬原料が押収されたが、特に2000年には約370kgもの大麻が押収されたとのことである⁹¹。

このように国境警備を主たる任務とする連邦国境警備庁による不正麻薬の取締は、麻薬押収量から見た場合、法保護機関全体の中で占めるその割合は全体の1割にも満たず、しかもその内の8割から9割がアフガニスタン-タジキスタン国境におけるものである。こうした数字から、アフガニスタン-タジキスタン国境におけるその活動を除けば、ロシア国内において麻薬取締に大きな役割を果たしているのは、これを主たる任務として十分な権限を有する内務省および密輸取締を担っている税関機関であり、連邦国境警備庁については極めて限定的なものとなっている。これは、これまでの国境警備では軍事的および防諜的な観点から国境侵犯という人の非合法越境にその重点が置かれていたためと思われる。しかし、現代ロシアではソ連邦時代とは社会環境、国境環境が大きく変わったことから、国境安全保障における警備活動の重点も変わってきており、正にこのことに軍事的処理能力も有する強大な武装警備勢力である連邦国境警備庁の改革、換言するならば、その人的および物的な勢力の社会的環境および国家的課題に合致した最適活用または再配置の本質があると言える。そしてその一環として近年限定的ながらも麻薬を含む密輸犯罪にかかる捜査権限が連邦国境警備庁に付与されたものと思われ、同庁は麻薬対策に関して内務機関および税関機関との積極的協力とともに今後一層の独自貢献を求められているという状況にあった。

しかし、連邦国境警備庁(ФПС)は、2003年3月11日付のパワー官庁組織再編にかかる一連の大統領令の一つである保安領域における国家管理の完全化措置についての大統領令⁹²によって大統領付属連邦政府通信情報局(ФАПСи)とともに2003年7月1日から廃止されることになり、2003年3月11日付の別の大統領令⁹³によって連邦保安局第一次長のプロニチエフ氏(Проничев Владимир Егорович)(国境警備隊勤務歴25年)が新たに臨時の連邦国境警備庁長官に任命され、7月1日以降その機能はその勢力とともに連邦保安局(ФСБ)に移管されている⁹⁴。このパワー官庁の組織再編にかかる関連諸法〔国境法、連邦保安局機関法(Федеральный закон от 3 апреля 1995 года N 40-ФЗ "Об органах федеральной службы безопасности в Российской Федерации")、刑事訴訟法典、行政犯則法典およびその他〕が2003年6月30日付で改正され⁹⁵、新しい連邦保安局規程(Положение о Федеральной службе безопасности Российской Федерации)が2003年8月11日付けで制定されたが⁹⁶、連邦保安局国境警備組織に関してのその改正規定等の内容は基本的に組織再編に伴う組織名称等の変更であり、その監督権限の大幅な変更等は行われていない。しかし、連邦保安局の国境警備組織の将来像に関して、7月1日から引き続き連邦保安局の国境警備業務組織(Пограничная служба ФСБ)〔国境警備機関(пограничные органы)およびその

管轄下にある国境警備軍（пограничные войска）の指導を委ねられたプロニチュフ連邦保安局第一次長は、今回の組織再編は連邦国境警備庁組織の機械的な取り込みではなく、移管された国境警備勢力は連邦保安局の国境警備業務組織として将来的に軍事組織（войсковая организация）から特殊業務組織（специальная служба）へ転換されることになるだろうと述べている⁹⁷。また、ニコライ・パトルシェフ（Николай Патрушев）連邦保安局長官は、8月4日ロストフ・ナ・ダヌー市の南方連邦管区大統領全権代表部で行われた国境警備組織再編問題にかかる会議において、同局の国境警備組織は越境犯罪対策の特殊業務組織（специальная служба для борьбы с трансграничной преступностью）として構築されることになるだろうと述べている⁹⁸。

〔注〕

¹ См.: Сборник действующих договоров, соглашений и конвенций, заключенных СССР с иностранными государствами. М.: Междунар. Отношения, 1970

² См.: Сборник действующих договоров, соглашений и конвенций, заключенных СССР с иностранными государствами. М.: Междунар. Отношения, 1981

³ См.: Сборник международных договоров СССР, Москва, 1994

⁴ См.: Федеральный закон "О присоединении Российской Федерации к Протоколу 1972 года о поправках к Единой конвенции о наркотических средствах 1961 года"
<http://law.optima.ru/View.html?0=10863&1=1>

⁵ См.: Федеральный закон от 8 января 1998 г. п 3-ФЗ "о наркотических средствах и психотропных веществах" (с изменениями от 25 июля 2002 г.).
<http://zakon.kuban.ru/nd1/3fz-98-.shtml>

⁶ См.: Перечень наркотических средств, психотропных веществ и их прекурсоров, подлежащих контролю в Российской Федерации. (утвержден постановлением Правительства РФ от 30 июня 1998 г. N 681) <http://zakon.kuban.ru/nd1/pp`681.htm>

⁷ См.: Б. В. Волженкин Отмывание денег (часть 3) Аналитические статьи
http://nadzor.vvsu.ru/analit/show_a.asp?id=230

⁸ См.: Федеральный закон от 28 мая 2001 г. N 62-ФЗ "О ратификации Конвенции об отмывании, выявлении, изъятии и конфискации доходов от преступной деятельности". "Российская газета" за 31 мая 2001 г., № 103 (2715).
http://www.rg.ru/oficial/doc/federal_zak/62_F3.shtm; <http://www.ref.scn.ru/3210.shtml>

⁹ この犯罪収入合法化(洗浄)対策連邦法(2002年10月30日現在の改正規定)は、具体的な対策措置として第6条第1項が「60万ルーブル以上の金銭資金またはその他財産の取引が強制監視の対象となる」ことを、同法第7条第1項第1号が「金銭資金またはその他財産の取引を行う団体は、当該取引を行う団体でサービスを受ける者の同一人確認を行う義務」を、同条第2号が「強制監視の対象となる金銭資金またはその他財産の取引に関する情報(取引内容、取引日、取引金額、ID関係情報等)を文書記録するおよび権限ある機関へ遅くとも取引日の次の労働日に提出する義務」を定め、第13条が「これらの違反に対しては団体の認可を取り消すことができる」ことなどを定めている。См.: Федеральный закон от 7 августа 2001 года N 115-ФЗ "О противодействии легализации (отмыванию) доходов, полученных преступным путем". "Российская газета" за 9 августа 2001 г., № 152 (2764).

<http://zakon.kuban.ru/nd2/2001-4/115fz-01-.shtml>

¹⁰ 禁断症状時については、麻薬中毒者に急激な精神障害が生ずることから精神科医師による症状の確認がなされねばならないとされている。См.: Комментарий к Уголовному кодексу РСФСР / Под ред. Ю.Д. Северина. - М.: Юрид. лит., 1980, с.25.

¹¹ См.: Научно-практический комментарий к кодексам Российской Федерации.

<http://www.library.by/data/004/004/34.htm>

¹² См.: Ведомости Верховного Совета РСФСР, 1987, № 27, ст. 961

¹³ ロシア共和国1984年行政反則法典(第44条)以前の規定としては、「麻薬中毒対策の強化について」の1974年4月25日付ソ連邦最高会議幹部会令の第10条があり、「医師の処方なしの麻薬の使用は、行政手続きで課せられる50ルーブルまでの額の罰金を伴う、ただし連邦構成共和国の法令によって刑事責任が規定されていない場合」ことが規定されていた。См.: Указ Президиума Верховного Совета СССР от 25 апреля 1974 г. "Об усилении борьбы с наркоманией". Свод законов СССР, том 10, с. 573.

¹⁴ См.: Ведомости Съезда народных депутатов РФ и Верховного Совета РФ, 1991, № 52, ст. 1867

¹⁵ См.: Федеральный закон О внесении изменений и дополнений в уголовно- процессуальный кодекс РСФСР и кодекс РСФСР об административных правонарушениях (Принят Государственной Думой 12 февраля 1997 г.) <http://www.akdi.ru/gd/proekt/079158GD.SHTM>

¹⁶ См.: "Российская газета", 2001, N 256

¹⁷ См.: Заключение Постоянного комитета по контролю наркотиков при МЗ СССР об отнесении к небольшим и крупным размерам количеств наркотических средств, обнаруженных в незаконном владении или обороте. Приложение к протоколу заседания Постоянного комитета по контролю наркотиков при МЗ СССР от 25 ноября 1987 г., № 9. Сборник законодательных и других нормативных актов о борьбе с наркоманией, МВД ГУУР, Москва - 1988, ст. 28-29

¹⁸ См.: Сводная таблица заключений Постоянного комитета по контролю наркотиков об

отнесении к небольшим, крупным и особо крупным размерам количеств наркотических средств, психотропных и сильнодействующих веществ, обнаруженных в незаконном владении или обороте (по состоянию на 10 июля 2001 г.) (Таблица составлена на основании протоколов заседаний Постоянного комитета по контролю наркотиков: N 53/9-96 от 17.12.1996; N 54/10-96 от 25.12.1996; N 2/56-97 от 30.04.1997; N 3/57-97 от 04.06.1997; N 4/58-97 от 18.06.1997; N 8/69-97 от 02.12.1997; N 1/63-98 от 18.03.1998; N 4/66-98 от 29.07.1998; N 6/68-98 от 07.10.1998; N 7/69-98 от 02.12.1998; N 1/70-99 от 10.03.1999; N 6/75-99 от 01.12.1999; N 3/72-99 от 21.06.1999; N 1/76-00 от 06.03.2000; N 1/79-2001 от 10.01.2001; N 2/80-2001 от 06.03.2001; N 3/81-2001 от 10.07.2001)

<http://www.businesspravo.ru/>

¹⁹ См.: Постановление Пленума Верховного суда Российской Федерации от 27 апреля 1993 г. N 2 "О судебной практике по делам о преступлениях, связанных с наркотическими средствами, сильнодействующими и ядовитыми веществами" (в редакции постановления Пленума от 21 декабря 1993 г. N 11) <http://www.supcourt.ru/1/frames.htm>

²⁰ См.: Постановление Пленума Верховного суда РФ от 27 мая 1998 г. N 9 "О судебной практике по делам о преступлениях, связанных с наркотическими средствами, психотропными, сильнодействующими и ядовитыми веществами" <http://www.supcourt.ru/1/frames.htm>

²¹ См.: Рекомендации по применению статей уголовного кодекса Российской Федерации, устанавливающих ответственность за преступления, связанные с наркотическими средствами, психотропными, сильнодействующими и ядовитыми веществами. <http://zakon.kuban.ru/uk/25.htm>

²² См.: Богомолов В.И. Перекося в борьбе с наркоманией. http://nadzor.vvsu.ru/analit/show_a.asp?id=17

²³ См.: Георгий Зазулин В борьбе с наркоманией нет легких рецептов. http://www.narkotiki.ru/ocomments_3558.html

²⁴ 麻薬関係犯罪の摘発件数は年を追うごとに常に増加しているが、摘発件数総数の中で現行刑法典第228条の犯罪の占める割合は平均でほぼ9割である。さらに、第228条の犯罪の中で第1項（販売目的なし）と第2項～第4項（販売目的あり）の犯罪の摘発件数の比率は、1990年から1999年までの内務省の資料によれば、平均で前者がほぼ8割と変化がない。1990年は麻薬関係犯罪の総摘発件数が1万6255件、第228条違反が1万3646件（83.9%）、その内で第1項違反が1万2047件（88.7%）、第2項～第4項違反が1599件（11.7%）、1995年はそれぞれ7万9819件と7万2457件（90.8%）、6万1009件（84.2%）と1万1448件（15.8%）、1999年はそれぞれ21万6364件と20万5606件（95.0%）、16万4485件（80.0%）と4万1121件（20.0%）だとのことである。См.: *Illegal Drug Trade in Russia, Final Report* (Max Planck Institute for Foreign and International Criminal Law) Freiburg, October 2000. http://www.unodc.org/russia/en/report_2000-10-31_1.html

こうした状況を反映して2001年に麻薬不正取引に関係する犯罪により12万8000人が有罪判決を受けているが、その内で現実の自由剥奪の判決を受けた者は4万7000人(全体の1/3)にすぎず、しかも1/5は刑の最低限度以下であり、7万5500人は執行猶予付の自由剥奪刑となっている。См.: Доклад президиума Госсовета О состоянии и мерах противодействия злоупотреблению наркотиками и их незаконному обороту (доклад рабочей группы Госсовета по вопросам борьбы с наркоманией и алкоголизмом и мерам по ее усилению) <http://president.kremlin.ru/text/docs/2002/09/30599.shtml>

²⁵ См.: В. Осин Законодательство об ответственности за незаконный оборот наркотиков в России и практика его применения. 10.02.03 http://www.narkotiki.ru/ocomments_5363.html

²⁶ こうした状況に対してロシア安全保障会議(Совет безопасности РФ)は、内務省、国家税関委員会、連邦保安局、連邦国境警備庁に対して2001年の終わりまでに麻薬売人および麻薬ビジネス分野で活動している組織犯罪グループの摘発、これらの者の活動の防止および阻止に関する施策が非効率である原因を分析し、総合的改善措置を立案することを2001年9月21日付「麻薬不正取引および麻薬中毒蔓延対策における国家政策の完全化措置について」の決定(第11項)で定めていた。См.: Решение Совета Безопасности от 21 сентября 2001 г. "О мерах по совершенствованию государственной политики в сфере борьбы с незаконным оборотом наркотиков и распространением наркомании в стране" <http://www.narcom.ru/law/system/26.html>

²⁷ См.: Приказом МВД России, ГТК России, ФСБ России, ФПС России от 7 мая 1998 г. N 284/328/204/217 О создании центра межведомственного взаимодействия в сфере пресечения незаконного оборота наркотиков при МВД России (на правах управления) <http://www.agentura.ru/text/docs/fsb/docs/Narkotiki.txt>

²⁸ 2000年4月28日の国家会議朝会でのコズロフ(В.И.Козлов)内務省第一次官の発言によれば、上記麻薬不正取引阻止分野官庁間相互活動本部は、1999年にベラルーシ、カザフスタン、ウクライナの法保護機関と共同して6回、アゼルバイジャン、カザフスタン、中国、リトアニアとの国境において単独での4回の大規模な麻薬密輸摘発阻止作戦を行ったとのことである。また、最近5年間に麻薬使用者の数は顕著に増加しており、専門家によれば、その実数は300万人を超え、逮捕される麻薬クーリエの出身国は84カ国にもおよび、1999年にはロシアで21万6000件を超える麻薬犯罪が摘発されるとともに、金額にして約20億ルーブル、60トンを超える麻薬、向精神薬および劇薬が押収されたとのことである。См.: Стенограмма пленарного заседания государственной думы РФ. 28 апреля 2000 года Утреннее заседание. http://www.akdi.ru/gd/plen_z/2000/s28-04_u.htm

²⁹ См.: Б.Ф. Калачев, П.Н. Сбирунов, А.Н. Сергеев Развитие наркомании и незаконного оборота наркотиков в России, 29.01.01 <http://www.narcom.ru/parents/agit/8.html>

³⁰ См.: Указ Президента Российской Федерации от 24 сентября 2002 г. N 1068 "О совершенствовании государственного управления в области противодействия незаконному

обороту наркотических средств и психотропных веществ"

<http://www.rg.ru/oficial/doc/ykazi/1068.shtm>

³¹ 第188条に関しては、税関機関および連邦国境警備庁（第1項の犯罪の捜査）ならびに連邦保安局（第2項～第4項の犯罪の取調）にも捜査取調権限が与えられている

³² См.: Указ Президента РФ от 11.03.2003 N 306 "Вопросы совершенствования государственного управления в Российской Федерации". Опубликован в "Российской газете" от 25 марта 2003 г. № 55. <http://document.kremlin.ru/>

³³ См.: "Большая тряска" не закончена. Ежедневная электронная газета "УТРО": 12 марта 2003. <http://www.utro.ru/articles/2003/03/12/132413.shtml>

³⁴ Челькезов氏は、プーチン大統領のペテルブルク人脈の1人で、レニングラード大学法学部の同窓生でもあり、同大学卒業後旧KGBに勤務し、1998年8月27日から連邦保安局第一次長を、2000年5月18日からは北西連邦管区大統領全権代表を務めていた。См.: Питерские кадры Путина. КТО есть КТО, №4 2001. <http://www.whoiswho.ru/russian/Curnom/42001/putin.htm>

³⁵ См.: Указ Президента РФ от 11.03.2003 N 314 "О председателе государственного комитета Российской Федерации по контролю за оборотом наркотических средств и психотропных веществ". <http://document.kremlin.ru/>

³⁶ 同国家委員会には法保護機関として機動探索活動（оперативно-разыскная деятельность）、行政反則手続、捜査および取調などの然るべき権限が与えられている。См.: Указ Президента РФ от 6 июня 2003 г. N 624 "Вопросы Государственного комитета Российской Федерации по контролю за оборотом наркотических средств и психотропных веществ" Текст документа опубликован в "Российской газете" от 11 июня 2003 г. N 112

http://www.rbc.ru/garantnews/news.shtml?2003/06/11/f_1

³⁷ См.: Указ Президента РФ "Об утверждении перечня должностей высшего начальствующего состава в органах по контролю за оборотом наркотических средств и психотропных веществ и соответствующих этим должностям специальных званий"

http://www.dosye.ru/docs/ru_ukaz028.htm

³⁸ См.: Федеральный закон от 30.06.2003г. № 86-ФЗ О внесении изменений и дополнений в некоторые законодательные акты Российской Федерации, признании утратившими силу отдельных законодательных актов Российской Федерации, предоставлении отдельных гарантий сотрудникам органов внутренних дел, органов по контролю за оборотом наркотических средств и психотропных веществ и упраздняемых федеральных органов налоговой полиции в связи с осуществлением мер по совершенствованию государственного управления.

<http://www.rg.ru/oficial/doc/federal zak/86-03.shtm>

³⁹ См.: О состоянии и мерах противодействия злоупотреблению наркотиками и их незаконному обороту (доклад рабочей группы Госсовета по вопросам борьбы с наркоманией и алкоголизмом и мерам по ее усилению) <http://president.kremlin.ru/text/docs/2002/09/30599.shtml>

⁴⁰ См.: Ведомости Съезда народных депутатов Российской Федерации и Верховного Совета Российской Федерации. 1993. № 32. Ст.1265

⁴¹ 1995年～1997年連邦麻薬対策プログラムは、プログラムの仕様書によって851億ルーブル、予算法によって575億ルーブルの資金分与を行うという連邦予算からの資金調達が計画されていたにもかかわらず、結局のところこの資金が分与されず、国にとって極めて必要とされるプログラムの大部分が履行されないまま放置されていたとのことである。См.: А.Н.Сергеев Современная наркоситуация в Российской Федерации, прогноз ее развития и основные направления противодействия незаконному обороту наркотиков и злоупотреблению ими <http://www.narcom.ru/ideas/socio/40.html>

⁴² См.: Постановление Правительства РФ от 3 июня 1995 г. N 542 "О федеральной целевой программе "Комплексные меры противодействия злоупотреблению наркотиками и их незаконному обороту на 1995 - 1997 годы"

http://www.government.ru/normdocs/index.html?he_id=511

⁴³ См.: Распоряжение Правительства РФ от 13 августа 1997 г. N 1128-р

http://www.government.ru/normdocs/index.html?he_id=511

⁴⁴ ロシア内務省が発表している「1999年～2001年連邦麻薬対策プログラム実施報告書」によれば、同対策計画予算5億1627万ルーブルに対して実際に予算化されたのは3億3300万ルーブル(1999年400万、2000年8430万、2001年2億4470万ルーブル)であるが、用途指定による資金供給が行われず、国家発注省庁が資金支援しなかったことによりプログラム施策は十分には実行されていなかったとのことである。

См.: Справка о выполнении федеральной целевой программы "Комплексные меры противодействия злоупотреблению наркотиками и их незаконному обороту на 1999 - 2001 годы".МВД России http://www.antinarc.ru/3_3_3_02.shtml

⁴⁵ См.: Постановлением Правительства Российской Федерации от 9 сентября 1999 года N 1030 федеральная целевая программа "Комплексные меры противодействия злоупотреблению наркотиками и их незаконному обороту на 1999-2001 годы"

http://www.government.ru/normdocs/index.html?he_id=511

⁴⁶ 麻薬、向精神薬および劇薬の医療外使用に関連して医療施設に援助を求めてきた者の数は、1999年が35万9067人〔18歳までの者5万2598人(14.7%)、18歳から30歳までの者22万480人(61.4%)、30歳を超える者8万5989人(23.9%)〕で、麻薬中毒と診断された者は19万8495人であり、1万1000人以上の未成年者が「麻薬中毒」と診断され、1999年までの5年間に未成年者の麻薬中毒患者は5倍になった。

医療援助を求めてきた者たちの使用麻薬に関して、以前には基本的に植物原料(ケシ、大麻)から手工

業的にまたは半手工業的に製造される麻薬を利用していたが、最近では高濃縮麻薬（ヘロイン、アンフェタミンおよびLSDその他の幻覚剤）の使用が増加している。

麻薬、向精神薬、劇薬および幻覚物質と関連した犯罪の登録件数に関して、1999年は21万6364件であったが、麻薬の不正取引に加わった犯罪者の大部分は、18歳から30歳までの年齢の者であり（65.9%）、麻薬犯罪を行った者の3人の内の2人が働いておらず、学校にも行っておらず、女性の参加率が高くなっており（14%以上）、外国人麻薬犯罪者の割合が増大している（3.4%）とのことである。См.: А.Н.Сергеев Современная наркоситуация в Российской Федерации, прогноз ее развития и основные направления противодействия незаконному обороту наркотиков и злоупотреблению ими <http://www.narcom.ru/ideas/socio/40.html>

47 ロシア内務省の資料によればロシアの犯罪共同体は9000を超える組織グループ（организованные группы）、集団（группировки）および小集団（мелкие банды）、総員数が約10万人という組織陣容で1999年を迎えたとのことで、これらの中には麻薬を生業とするものが多くあるとのことである。См.: Прогнозы развития наркоситуации в России. УБНОН УВД ПК <http://narcotic.febras.ru/1.htm>

2000年10月に発表されている国連薬物統制計画（UNDCP）の「ロシアにおける不正麻薬対策最終報告書」では、現在ロシアにはほぼ6万人の活動員を統合する約1万の組織犯罪グループ（организованные преступные группы）が存在するというロシア内務省の数字が挙げられている。См.: Illegal Drug Trade in Russia, Final Report (Max Planck Institute for Foreign and International Criminal Law) Freiburg, October 2000 http://www.unodc.org/russia/en/report_2000-10-31_1.html

組織化されたよく秘密が守られた国際的結びつきを有する犯罪組織が麻薬の密輸においてますますその真価を発揮している。こうした組織で主要な役割を演じているのはアフガニスタン、ナイジェリアおよびその他多くの国々の出身者である。ロシアにおいて麻薬と関連した犯罪により逮捕された外国市民は84カ国に上るが、極めて頻繁に摘発されるのはタジキスタン、アゼルバイジャン、ウズベキスタン、ウクライナおよびその他 CIS 諸国、ナイジェリア、リトアニア、中国、アフガニスタン、ラトビア、カメルーンの麻薬業者だとのことである。См.: А.Н.Сергеев Современная наркоситуация в Российской Федерации, прогноз ее развития и основные направления противодействия незаконному обороту наркотиков и злоупотреблению ими <http://www.narcom.ru/ideas/socio/40.html>

ロシアの麻薬市場では外国人による麻薬の不正取引が活発化しているが、ロシアへの「麻薬攻撃」が外国人によってのみまたは主として外国人によって行われていると考えるのは誤りであり、麻薬と関連した法違反で逮捕された者の数は、87.2%がロシア市民であり、12.8%が外国人または無国籍者だとのことである。См.: Прогнозы развития наркоситуации в России. УБНОН УВД ПК <http://narcotic.febras.ru/1.htm>

48 ロシア麻薬市場に占める外国産麻薬は約50%であるが、モスクワ、サンクトペテルブルクおよびロシアのその他の若干の大都市および産業中心地でのその割合は80%~90%に達しているとのことである。

密輸麻薬の中でアヘンは、基本的に「黄金の三日月地帯（"Золотой полумесяц"）」諸国 [イラン、アフ

ガニスタン、パキスタン] から持ち込まれており、ヘロインの圧倒的大部分もこの地域から、第一に、パキスタンおよびアフガニスタンから送られてきており、特に不安を呼び起こしているのは南部国境、先ず第一にカザフスタンとの国境の状況であり、ロシア連邦とカザフスタンの国境は事実上中央アジア諸国とロシアとの国境となっており、1998年～1999年にこの方面においてヘロインの80%、ハシシの84%、アヘンの60%およびマリファナの53%が押収されている。別のアヘン、先ず第一に、ケシ藁およびアセチル化アヘン(ацетилированный опиум)の大部分は、ウクライナ、リトアニアおよびベラルーシから入ってきている。

アンフェタミン、メタンフェタミン、エクスタシーおよびLSDといった合成麻薬は、ロシアの西部および北西部地域経由でオランダ、ポーランドおよびドイツから運び込まれている。

コカインは、ラテンアメリカ(ペルー、アルゼンチン、ベネズエラ)から直接にも、第三国経由のトランジットでもロシア領内に入ってきているとのことである。

См. А.Н.Сергеев Современная наркоситуация в Российской Федерации, прогноз ее развития и основные направления противодействия незаконному обороту наркотиков и злоупотреблению ими. <http://www.narcom.ru/ideas/socio/40.html>

⁴⁹ ロシアの非合法麻薬市場では、強い麻薬、特に、ヘロインおよびアヘンがケシ藁およびカンナビノール系の麻薬に取って代わる方向での変革が続いており、合成麻薬、特にアンフェタミン系の覚醒剤の比率もますます増大している。しかし、不正取引においては従前どおり植物性麻薬が優勢である。先ず第一に、アヘンおよびケシ藁(ケシ藁からアヘン溶液を抽出しての注射による利用)ならびに大麻系の麻薬(ハシシ、ハシシオイル、マリファナ)であり、麻薬所持者の逮捕件数でも植物性の麻薬が絶対多数である。植物性の麻薬の中で最も問題となっているのはアヘンおよびハシシ・オイルであり、これらの麻薬の押収比率は近年常に増加し続けている。不正に製造および取引される植物性麻薬に関して、その最も手頃な原材料は野生の大麻であり、専門家によれば、ロシアでは100万ヘクタール以上の土地に自生しており、生育面積が広いのが、シベリア南部、極東、北カフカス地域であり、特にこれらの地域の野生大麻は麻薬活性度が高く、必然的にアムール州、沿海地方およびクラスノダール地方において押収される大麻の量も極めて多くなっているとのことである。См. Там же.

⁵⁰ 内務省によって摘発された密造所の数は、1994年が485カ所、1998年が1117カ所であるが、その大部分での麻薬製造は原始的なものであり、アヘン溶液やハシシまたはハシシオイルのような麻薬が造られていた。エクスタシーのような合成麻薬の製造は、オランダ、ポーランドといった外国から持ち込んだ方が安いという価格上の問題もあり、化学技術関係の学者や学生等が関与した事件の件数は少ないとのことである。См.: Illegal Drug Trade in Russia, Final Report (Max Planck Institute for Foreign and International Criminal Law) Freiburg, October 2000 http://www.unodc.org/russia/en/report_2000-10-31_1.html

しかし、不安を呼び起こしているのは、合成麻薬(エフェドリン(эфедрин)、メタンフェタミン(первигин)[ヒロポン、俗にmeth, speed])、フェンタニル(фентанил)の密造所の存在であり、1999年2月には

以前には不正取引で遭遇することのなかった麻薬活性度がヘロインの250倍～300倍もある高活性合成麻薬エトニタゼン（этонитазен）〔麻薬に関する単一条約付表1〕の密造所が摘発されているとのことである。См. А.Н.Сергеев Современная наркоситуация в Российской Федерации, прогноз ее развития и основные направления противодействия незаконному обороту наркотиков и злоупотреблению ими. <http://www.narcom.ru/ideas/socio/40.html>

⁵¹ 連邦予算から3年間に総額で16億6100万ルーブルの資金が供給されることとになっているが、2002年7月1日現在で分与された予算は1億6635万ルーブル〔2002年計画予算（6億3230万ルーブル）の26%〕であり、予算の配分に遅れがあるとのことである。См.: Доклад президиума Госсовета О состоянии и мерах противодействия злоупотреблению наркотиками и их незаконному обороту (доклад рабочей группы Госсовета по вопросам борьбы с наркоманией и алкоголизмом и мерам по ее усилению) <http://president.kremlin.ru/text/docs/2002/09/30599.shtml>

⁵² См.: Постановление Правительства РФ от 23 января 2002 г. N 44 "О федеральной целевой программе "Комплексные меры противодействия злоупотреблению наркотиками и их незаконному обороту на 2002 - 2004 годы"

http://www.government.ru/normdocs/index.html?he_id=511

⁵³ 未成年者の麻薬乱用は、1998年の未成年者10万人当たり178.2人をピークに減少傾向にあるとのことであるが、12歳から22歳までの者の中で少なくとも1回麻薬を使用または試してみたことがある者の割合は44.8%（約490万人）〔1回～3回麻薬を試してみたことがある者は22.6%（約250万人）、2週間に1回以上1週間に1回以下の麻薬依存者ではないが危険者が14.3%（約160万人）、毎日または一日おきに麻薬を使用する麻薬依存者が7.9%（90万人）〕にもなるとのことである。См.: Доклад президиума Госсовета О состоянии и мерах противодействия злоупотреблению наркотиками и их незаконному обороту (доклад рабочей группы Госсовета по вопросам борьбы с наркоманией и алкоголизмом и мерам по ее усилению) <http://president.kremlin.ru/text/docs/2002/09/30599.shtml>

⁵⁴ 国連の資料によれば2002年にアフガニスタンでは5万7000ヘクタールを超えるケシ畑で約3400トンの生アヘンが収穫されたとのことであるが、このアフガニスタンで製造されたアヘン系麻薬の25%がロシアに流入しているとのことである。См.: Афганский героин угрожает миру. (20 января 2003)

http://www.narkotiki.ru/fps_5351.html

今日、ヨーロッパ諸国の中でアヘンおよびヘロインの消費レベルに関してトップに立っているのはロシアとポルトガル（住民の0.9%）であり、この二国を凌駕しているのはラオスとタジキスタン（それぞれ2%）およびイラン（2.8%）だけとのことである。См.: Россия вышла на первое место в Европе по употреблению наркотиков. И даже в области героина мы впереди планеты всей. (14 марта 2003)

<http://www.globalrus.ru/news/132489/>

⁵⁵ 1990年に押収された麻薬は16トンであったが、その内訳はマリファナが8トン（49.4%）、ケシ葉が

6.8トン強(42%)であり、濃縮されたアヘンおよびハシシはそれぞれ35kg(0.2%)および約600kg(3.7%)であったのに対して、2001年は法保護機関によって80トンの麻薬、向精神薬および劇薬が押収され、その内訳はヘロインが3.7トン(5%)、アヘンが3.8トン(5%)、ハシシおよびハシシオイルが1.6トン強(2%)、マリファナが40.7トン(52%)、ケシ藁が21トン強(30.7%)とのことである。

また、2001年には2万9000件を超える麻薬含有植物の不正播種が摘発され、総面積で約64ヘクタール、424トンの麻薬含有植物(350kgのアヘン、20トンを超えるケシ藁、110トンのマリファナ、総額で10億ルーブル強に相当)が廃棄されたほか、7600ヘクタールの大麻自生地帯で1万9000カ所を超える麻薬原料備蓄エリアが発見され、総面積で3800ヘクタール、1万1000トンの麻薬原料植物が廃棄されたとのことである。См.: Доклад президиума Госсовета О состоянии и мерах противодействия злоупотреблению наркотиками и их незаконному обороту (доклад рабочей группы Госсовета по вопросам борьбы с наркоманией и алкоголизмом и мерам по ее усилению)

<http://president.kremlin.ru/text/docs/2002/09/30599.shtml>

2002年にはロシア全体で95トンの麻薬(アヘン842kg、ハシシ1215kg、コカイン58kg、ケシ藁14トンおよびその他)が押収され、18万9676件の麻薬関係犯罪が起きているとのことである。См.: Борьба, преследование и фальсификация – три в одном 25.02.2003 "ПРАВДУ.Ру"

http://politics.pravda.ru/politics/2003/1/1/5/7530_narcomania.html

⁵⁶ 合法的麻薬取引市場から流出している麻薬、向精神薬および劇薬の規模は多年にわたって少量であり、不正麻薬取引市場に大きな影響は与えてはいない。1990年における麻薬の横領件数は、摘発された麻薬犯罪件数全体の3.1%であったが、2001年は0.1%にまで下がっているとのことである。См.: Доклад президиума Госсовета О состоянии и мерах противодействия злоупотреблению наркотиками и их незаконному обороту (доклад рабочей группы Госсовета по вопросам борьбы с наркоманией и алкоголизмом и мерам по ее усилению) <http://president.kremlin.ru/text/docs/2002/09/30599.shtml>

⁵⁷ См.: Руководящие принципы и основные направления деятельности в Российской Федерации по противодействию незаконному обороту наркотических средств и психотропных веществ и злоупотреблению ими на период до 2008 года (Утверждены решением совещания членов Совета Безопасности РФ 29 июня 1999 г.) <http://www.zdorovo.tyumen.ru/rukovod.htm>

⁵⁸ См.: Международно-правовое регулирование отношений в сфере противодействия незаконному обороту наркотических средств и психотропных веществ.

<http://www.ecad.ru/oon/oon-kom2.html> // Международно-правовое регулирование отношений в сфере противодействия незаконному обороту наркотиков.

<http://www.narcom.ru/law/system/21.html>

⁵⁹ 1992年10月21日:不正取引麻薬向精神薬対策における内務機関の協力についての(CIS加盟諸国およびエストニア)内務省協定(アゼルバイジャン、アルメニア、ベラルーシ、グルジア、カザフスタン、キ

ルギスタン、モルドバ、ロシア連邦、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン、ウクライナ、エストニア) См.: Соглашение о сотрудничестве между министерствами внутренних дел в борьбе с незаконным оборотом наркотических средств и психотропных веществ (Киев 21 октября 1992 года) <http://muzax.tomsk.ru/high/social/laws/convention1992.html>

⁶⁰ 1994年7月8日: 不正取引麻薬向精神薬対策における税関の相互活動および協力についての (CIS加盟諸国) 税関協定 (アゼルバイジャン、モルドバ、アルメニア、ロシア連邦、ベラルーシ、タジキスタン、グルジア、トルクメニスタン、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギスタン、ウクライナ) См.: Соглашение о взаимодействии и сотрудничестве таможенных служб в борьбе с незаконным оборотом наркотических средств и психотропных веществ (Москва, 8 июля 1994 г.) http://www.nodrugs.nexcom.ru:8080/sogl_sotr_pr.html#st1

⁶¹ 2000年11月30日付不正取引麻薬向精神薬前駆物質対策におけるCIS加盟諸国協力協定(アルメニア、キルギスタン、ベラルーシ、モルドバ、グルジア、ロシア連邦、カザフスタン、タジキスタン) См.: Соглашение о сотрудничестве государств - участников Содружества Независимых Государств в борьбе с незаконным оборотом наркотических средств, психотропных веществ и прекурсоров (Минск, 30 ноября 2000 года) <http://cis.minsk.by/russian/decb2000/Sgp-1113.htm>

⁶² См.: Межгосударственная программа совместных мер борьбы с преступностью на период с 2000 до 2003 года от 25 января 2000 г. (Утверждена Решением Совета глав государств Содружества Независимых Государств) <http://cis.minsk.by/russian/yanv2000/Mpr-261z.htm>

⁶³ См.: Statute of the Council of Europe, Chart of signatures and ratifications <http://conventions.coe.int/Treaty/EN/searchsig.asp?NT=001&CM=8&DF=01/05/03>

⁶⁴ См.: Co-operation Group to Combat Drug Abuse and Illicit Trafficking in Drugs (Pompidou) <http://conventions.coe.int/treaty/EN/fullListAP.asp>

⁶⁵ См.: Меморандум о взаимопонимании о сотрудничестве в области контроля за незаконным производством, оборотом, злоупотреблением наркотических средств, психотропных веществ и прекурсоров (Ташкент 4 мая 1996 года) <http://www.adviser.kg/inter.htm>

⁶⁶ См.: Постановление Правительства РФ от 2 февраля 1998 г. N 125 "О присоединении Российской Федерации к Меморандуму о взаимопонимании о сотрудничестве в области контроля за незаконным производством, оборотом, злоупотреблением наркотических средств, психотропных веществ и прекурсоров от 4 мая 1996 г." http://www.government.ru/normdocs/index.html?he_id=511

⁶⁷ См.: Постановление Правительства РФ от 7 декабря 1998 г. N 1450 "О подписании Соглашения между Правительством Российской Федерации и Секретариатом ООН об оказании срочного технического содействия в сфере контроля над наркотиками и организованной

преступностью в Российской Федерации"

http://www.government.ru/normdocs/index.html?he_id=511

68. См.: Постановление Правительства РФ от 9 декабря 1999 г. N 1359 "О заключении Соглашения между Правительством Российской Федерации и Секретариатом ООН об оказании содействия со стороны Программы ООН по международному контролю над наркотиками Пограничной группе Федеральной пограничной службы Российской Федерации в Республике Таджикистан" http://www.government.ru/normdocs/index.html?he_id=511

69. См.: Постановление Правительства РФ от 28 июня 2001 г. N 484 "О подписании Соглашения между Правительством Российской Федерации и Секретариатом ООН о реализации проекта по совершенствованию профессиональной подготовки сотрудников правоохранительных органов Российской Федерации в области борьбы с незаконным оборотом наркотиков и организованной преступностью" <http://www.unodc.org/russia/en/projects.html>

70. 国連との援助協力関係が進展する中で国連からもロシアにおける麻薬汚染の現状とその対策に関する詳細な報告書として2000年ロシア現地報告およびロシアにおける不正麻薬対策最終報告が発表されている。См.: Annual Field Report 2000 – Russia. http://www.unodc.org/russia/en/report_2000-12-31_1.html
// См.: Illegal Drug Trade in Russia, Final Report (Max Planck Institute for Foreign and International Criminal Law) Freiburg, October 2000 http://www.unodc.org/russia/en/report_2000-10-31_1.html

71. См.: UNODC Projects in the Russian Federation and Belarus (Background of UNODC in Russia). <http://www.unodc.org/russia/en/projects.html>

72. См.: Т.А.Ажакина, И.С.Моднов, А.Н.Сергеев Международно-правовое регулирование отношений в сфере противодействия незаконному обороту наркотиков
<http://www.narcom.ru/law/system/21.html>

73. См.: Постановление Правительства РФ от 25 сентября 2002 г. N 703 "О заключении Соглашения между Правительством Российской Федерации и Правительством Соединенных Штатов Америки о сотрудничестве в осуществлении правоохранительной деятельности и контроля за наркотиками" http://www.government.ru/normdocs/index.html?he_id=511

74. См.: Итоги работы ДВОТ в 2000 году. <http://dvtu.vladivostok.ru/make1.htm>

75. См.: Борьба с наркотиками в Китае. (Материалы пресс-канцелярии Госсовета КНР)
http://www.chinadata.ru/press_nark.htm

76. См.: Итоги работы ДВТУ в 2001 году <http://dvtu.vladivostok.ru/make3.htm>

77. 日本の捜査機関との協力は1999年から始まり、成果が上がっているとのことである。例えば、ロシア側の資料によれば、2000年6月富山港でロシア船から14kgのアヘンが押収され、2名のロシア船員が検挙されたほか、この事件が契機となって2001年にはアゼルバイジャン人・イラン人グループの一員として

アフガニスタン—モスクワ—ウラジオストック経由で日本に麻薬を密輸しようとしていた密輸団が摘発されるなど、この時期に日本では19kgの麻薬が押収され、5名のロシア人が麻薬の密輸で検挙されていると
のことである。См. Японцы наркодельцов не жалеют. <http://www.novosti.vl.ru/?f=cr&t=021031cr02> //
Капитан наркотического флота http://www.ng.ru/events/2001-09-08/8_captain.html // Японцы
остались без опиума <http://www.tks.ru/cgi-bin/text.pl?file=2001090701&id=crime>

⁷⁸ См.: Приморский край. Открыта новая правоохранительная структура.
<http://www.regions.ru/article/any/id/1158840.html>

⁷⁹ ロシア税関の2000年密輸麻薬押収要覧によれば、税関職員による麻薬押収件数は1251件（輸入時1088
件、輸出時141件、通過時22件）、麻薬および向精神薬の押収量は8690.661kg（ヘロイン206.2kg、コカ
イン68.3kg、アヘン144.3kg、マリファナ、ハシシおよびケシ莖が約3トン）であり、輸送種別の摘発件
数割合は、鉄道が27.5%、航空18.7%、自動車12.0%、海上3.0%、徒歩2.3%、郵便1.7%、コンテナ0.3%、
その他34.5%（1999年の資料では鉄道48%、自動車20%、航空19%、海上7%、徒歩2%、郵便2%、その他2%）
とのことである。См.: Таможня и наркотики. Обзор задержаний контрабанды наркотиков в 2000 г.
ГУБК ГТК России <http://www.narkonet.ru/politika/duma/tam1.htm>

⁸⁰ См.: Перехвачена крупнейшая в истории наркоторговли партия героина
<http://www.nodrugs.ru/articles/article016.shtml>

⁸¹ См.: Наркотики в море. 12 декабря 2001, газета "Камчатское время". "Московский
Комсомолец" (23/01/99) http://troyka.iks.ru/kv/archive/12_12_2001/fisherman2.shtml

⁸² См. Наркоторговцы рвутся в Японию. газета "Наш Век" 07.09.2001
<http://nashvek.media-az.com/36/bespredel.html> // Вынесен приговор за транспортировку наркотиков
через территорию России в Японию. <http://www.japantoday.ru/arch/news/0111/15.shtml> // Русский
транзит "Владивосток" 14.03.2001 <http://www.agentura.ru/text/press/regions/tranzit.txt?line=16>

⁸³ США изъяли 13 т кокаина с борта судна с гражданами РФ и Украины. Утро.ru. 15.05.2001.
<http://www.utro.ru/news/2001051509272614155.shtml>; Кокаиновый рейс. "Ваш тайный советник".
№ 20, 2001. <http://www.vts.spb.ru/PAGES/20/20.htm>;

Coast Guard cutter seizes record amount of cocaine. USCG. 14.05.01. [uscg.mil](http://www.uscg.mil)
<http://www.uscg.mil/pacarea/pcp/newsreleases/2001/may/0801.htm>

⁸⁴ 現行1996年刑法典第188条（密輸）の捜査取調については、第1項の捜査に関しては税関機関およ
び連邦国境警備庁（税関不在の場合）に、第2項～第4項の取調に関しては内務機関および連邦保安局機
関にそれぞれその権限が与えられている。参照：ロシア連邦連邦国境警備庁とその改革（その2）124～125
頁、109～111頁および93～94頁、海上保安大学校研究報告第47巻第1号通巻第75号平成14年度

⁸⁵ 内務省の資料によればロシアに入ってくるマリファナの93%、ハシシの85%およびアヘンの78%がカザ
フスタン経由で入ってきているとのことであるが、これら麻薬はその主要な供給国である「黄金の三日月

地帯 ("Золотой полумесяц") 諸国 [イラン、アフガニスタン、パキスタン]、特にアフガニスタンから国境を接する CIS 諸国 (旧ソ連邦の中央アジア諸国) のトルクメニスタン、ウズベキスタンおよびタジキスタンその後にかザフスタンを経由してロシアに入ってきている。しかし、これら CIS 諸国での国境警備等は十分なものではなく、ロシアにとってロシア-カザフスタン国境が麻薬対策にとって事実上「黄金の三日月地帯」諸国との国境になっている。しかし、ロシア-カザフスタン国境はソ連邦崩壊後に新しくできた 7500 キロもの長さの国境であり、その国境インフラの整備には膨大な資金と時間が必要であり、ソ連邦崩壊後 10 数年経つものの十分な警備インフラが整えられているとは言えず、また人および物の自由な移動、隣国との協調関係の維持等の点からも完全な警備は困難で、同国境での麻薬の流入阻止には限界があるのが実情であり、問題の解決には国際協力が重要となっている。См.: А.А.Куртов Граница с Казахстаном - новый рубеж России <http://www.kisi.kz/Parts/ExtPol/06-14-02Kurtov.html> //

А.Куртов, В.Вьюнов Героиневая агрессия: талибы уже развязали войну против России. Журнале "Обозреватель-Observer" N 9(140) 2001 год http://www.nasledie.ru/oboz/N09_01/9_15.HTM

⁸⁶ タジキスタンとアフガニスタンの国境は 1993 年 5 月 25 日モスクワで署名され、同 7 月 15 日付第 5443-1 号ロシア連邦最高会議決定によって批准された「タジキスタン領のロシア国境警備隊の法的地位について」の協定 (Соглашение между Российской Федерацией и Республикой Таджикистан о правовом статусе Пограничных войск Российской Федерации, находящихся на территории Республики Таджикистан) に従い 10 年にわたってロシアの国境警備隊員たちによって守られているが、ここでのロシア国境警備隊の活動はアフガンからの麻薬をその国境において阻止するものとして国際的にも大きな評価を受けている。См.: Пограничная группа ФПС России в Таджикистане

http://www.rusembassy.tajnet.com/frontier_group.html //

http://www.vcom.ru/cgi-bin/zakdoc? reg_number=%D09303314

⁸⁷ См.: Прогнозы развития наркоситуации в России. УБНОН УВД ПК <http://narcotic.febras.ru/1.htm>

⁸⁸ См.: Таможня и наркотики. Обзор задержаний контрабанды наркотиков в 2000 г. ГУБК ГТК России <http://www.narkonet.ru/politika/duma/tam1.htm>

⁸⁹ См.: Результаты служебно-боевой деятельности войск и органов ФПС России за 2001 год <http://www.fps.ru/activity/results.html> // В минувшем году сотрудники ФПС РФ задержали 5903 кг различных наркотиков. [RBC]. РосБизнесКонсалтинг <http://www.rbc.ru/rbcfreenews.shtml?/20020110161246.shtml>

⁹⁰ Пресс-релиз для журналистов - участников пресс-конференции директора ФПС России генерал-полковника К.В. Тощого в Российском информационном агентстве «Новости» для представителей средств массовой информации 27.01.2003 г. (Основные итоги деятельности пограничной службы Российской Федерации за 2002 год)

<http://www.fps.ru/fps.nsf/press/0371D09EF06B53DF03256CBD0077E62C.html>

⁹¹ См.: Пограничники против наркотиков. <http://www.nasledie.ru/oboz/N7-8%20 01/7-8 19.HTM>

⁹² См.: Указ Президента РФ от 11 марта 2003 г. N 308 "О мерах по совершенствованию государственного управления в области безопасности Российской Федерации"

⁹³ Указ Президента РФ от 11.03.2003 N 324 "О временном исполнении обязанностей директора Федеральной пограничной службы Российской Федерации"

<http://www.fps.ru/fps.nsf/norma?OpenPage>

⁹⁴ この組織再編は、米国における国土安全省の創設と同様に、テロ対策等の強化もその背景にあると思われるが、この再編によって連邦保安局（ФСБ）は、旧ソ連邦国家保安委員会（KGB）の第1総局（現：対外諜報局（СБР））および第9総局（現：連邦警備局（ФСО））以外のほぼ全ての機能を取り戻し、多数の手足となる人的勢力を持つ旧 KGB に匹敵する強大な組織となっている。См.: Владимир Путин воссоздает КГБ http://top.rbc.ru/index.shtml?/news/incidents/2003/03/11/11142835_bod.shtml //

"Большая тряска" не закончена <http://www.utro.ru/articles/2003/03/12/132413.shtml>

⁹⁵ この改正法で連邦国境警備庁の業務組織法であったロシア連邦国境警備業務組織法（Федеральный закон от 4 мая 2000 года N 55-ФЗ "О Пограничной службе Российской Федерации"）は廃止されている。См.: Федеральный закон от 30.06.2003г. № 86-ФЗ О внесении изменений и дополнений в некоторые законодательные акты Российской Федерации, признании утратившими силу отдельных законодательных актов Российской Федерации, предоставлении отдельных гарантий сотрудникам органов внутренних дел, органов по контролю за оборотом наркотических средств и психотропных веществ и упраздняемых федеральных органов налоговой полиции в связи с осуществлением мер по совершенствованию государственного управления.

http://www.rg.ru/oficial/doc/federal_zak/86-03.shtm

⁹⁶ 連邦保安局の国境警備組織の業務組織規定〔国境警備機関規程（положение о пограничных органах）および国境警備軍令（устав пограничных войск）〕は連邦保安局長によって承認されることになっている（連邦保安局規程第10条第40号）。См.: Указ Президента Российской Федерации от 11 августа 2003 г. N 960 "Вопросы Федеральной службы безопасности Российской Федерации"

<http://www.rg.ru/oficial/doc/ykazi/960-03.shtm>

⁹⁷ См.: У границы новое лицо. <http://www.rg.ru/Anons/arc 2003/0701/2.shtm>

⁹⁸ См.: Пограничная служба России будет действовать в зависимости от обстановки на сопредельных территориях – Патрушев.

http://www.interfax.ru/r/B/0/182.html?menu=35&id_issue=5651948